

# 日本テニス学会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本テニス学会(英文名 Japan Society on Tennis Science)と称する。

(目的)

第2条 本会はテニスに関する科学的研究の発展に貢献し、会員相互の情報交換や成果の実用化を促進するとともに、国際交流を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を、鹿屋体育大学高橋仁大研究室内に置く。

所在地:鹿児島県鹿屋市白水町1番地

## 第2章 活動

(活動)

第4条 本会は第2条の目的達成のために、次の活動を行う。

- 年1回以上の定期的学会の開催
- 学会の報告と会誌(テニスの科学、Japanese Journal of TENNIS SCIENCE)の刊行
- その他、本会の目的に資する事業

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- 正会員:本会の目的に賛同し、本会会費を毎年度納入している者。

(会費)

第6条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- 正会員:年額5,000円

(入会)

第7条 本会に入会を希望するものは、次の手続きをとりなければならない。

- 入会金1,000円と所定の入会申込書を提出する。

(退会・除名)

第8条 次の場合、退会・除名とする。

- 会員から、退会の申し出があり、退会届が提出されたとき。
- 会員で、会費を3年間納入しない者。
- 会員が、本会の名誉を毀損する行為をした場合、運営委員会の決議により除名することができる。

## 第4章 役員

(役員)

第9条 本会は、会長1名、副会長2名、運営委員25名以内、監事2名以上を置く。

運営委員の人数に空きがある場合は、任期中途であっても補充できる。ただし、他の運営委員同様の任期とする。

(役員を選出)

第10条 役員は次の各項により選任される。

- 会長・副会長及び監事は、運営委員会の議を経て、総会において決定する。
- 運営委員の選出は、会長より任命された運営委員による選考委員会にて選考し、運営委員会の議を経て、総会において決定する。
- 運営委員のうち、若干名は会長が委嘱することができる。

(役員 の 責務)

第 11 条

本会の役員は次の責務を負う。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
3. 運営委員は、運営委員会を構成し、総会の議決に基づき、会務を執行する。
4. 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(役員 の 任期)

第 12 条

役員 の 任期は、1期3年とし、再任は妨げない。

## 第5章 会議

(会議)

第 13 条

本会の会議は、総会および運営委員会とする。

(総会)

第 14 条

1. 総会は、本会の最高議決機関である。
2. 総会は、原則として、年1回、学会大会期間中に開く。
3. 総会は次の事項を審議する。
  - ①役員 の 選出
  - ②事業報告及び収支報告
  - ③事業計画及び収支予算
  - ④会則の改正
  - ⑤その他重要事項
4. 総会は、当日出席の会員で構成し、議決は出席者の過半数をもって決定する。

(運営委員会)

第 15 条

1. 運営委員会は定員の過半数の出席により成立し、その過半数をもって決議する。
2. 運営委員会は必要に応じて各種委員会を設置することができる。

## 第6章 名誉会長・顧問

(名誉会長・顧問)

第 16 条

1. 本会に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。
2. 顧問の任期は3年とし、再任は妨げない。

## 第7章 会計

(経費)

第 17 条

本会の経費は、会費、入会金、事業収入、寄付金、その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 18 条

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日とする。

付則 昭和 63 年1月1日制定  
平成元年 10 月 11 日改正  
平成5年 11 月 14 日改正  
平成8年 11 月 17 日改正  
平成 17 年 9 月 19 日改正(平成 18 年4月1日運用開始)  
平成 20 年 4 月 1 日改正  
平成 23 年 4 月 1 日改正  
平成 28 年 6 月 26 日改正